

## 「保険金を使って住宅修理をしませんか？」 勧誘による住宅修理のトラブルにご注意！

～高齢者からの相談が市内で増加しています～

事業者は訪問や電話で「地震や雪害があれば自己負担なしで修理できる」「保険金請求の手続きをサポートする」などと勧誘しています。住宅修理工事と保険金の請求手続きサポートの両方の契約締結を目的とする場合と、保険金の請求手続きサポート契約だけを目的とする場合があります。

### 【相談事例】

- 訪問してきた事業者「家のひび割れが昨年の大地震のせいなら地震保険の対象、金属サイディングのへこみが雪害によるものなら火災保険の対象になると思う。それぞれ保険で直せる」と言われた。地震などのせいとは思わなかったが、保険で修繕できるならと思い、保険の申請を行うことにして「業務委託契約書」と記載された書類にサインをした。対価として、保険会社から支払われた保険金の30%をこの事業者を支払うことになっているが、「保険金が出ても直さなくてよい」とも言われた。
- 火災保険で壁の亀裂が修理できると言われ、言われるがままに書類にサインしてしまった。名刺やパンフレットももらっておらず、工事内容のことも一切わからない。一人暮らしなので不安だ、解約したいが連絡がつかない。



### 【トラブルとなる勧誘の手口】

#### 1 自己負担ゼロを強調

「保険金を使えば無料で修繕できる、保険申請も代行します」

⇒ 保険の支払い対象外で全額自己負担となる場合も！

#### 2 強引な契約を迫る

「このままでは危ないので早く修理しましょう！」「契約書はあとで持ってきます」

⇒ 契約を取り消した場合、高額なキャンセル料が発生！

#### 3 うその理由で請求

「古くなったところも先日の台風のせいにして、保険金を請求しちゃいましょう」

⇒ 老朽化による損害は保険支払いの対象外となった！



※ うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当する恐れがあります

参考：北海道立消費生活センター・日本損害保険協会ホームページ

### 【アドバイス】

「点検させてほしい」「火災保険・地震保険が使える」などと勧誘された場合は、まず加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。特に契約を急がせる業者は要注意です。不審に思ったり、どうしたらよいか困ったときには

苫小牧消費者センター（33-6510）にご相談ください。



消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

令和元年12月 118件 (前月 120件 / 前年同月 109件)